

## 令和3年11月定例会

- 1 期 日** 令和3年11月24日（水）  
開会 午後2時15分  
閉会 午後3時00分
- 2 会 場** 鎌ヶ谷市立中部小学校 児童棟2階 会議室
- 3 出席者** 皆川 征夫 教育長  
奥村 さかえ 委員  
石川 宏貴 委員  
久野 義春 委員
- 4 出席職員** 狩谷 昭夫 生涯学習部長  
飯塚 博文 生涯学習部副参事  
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
関 正人 教育総務課長  
岩見 健治 教育総務課主幹  
岩松 昌弘 生涯学習推進課長  
谷口 光儀 図書館長

## 5 議案事項

議案第1号 鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について

## 6 報告事項

報告第1号 鎌ヶ谷市子どもの読書活動推進計画（第二次）（案）について

報告第2号 鎌ヶ谷市スポーツ施設の施設命名権に関する契約の更新について

報告第3号 令和3年度12月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

## 7 傍聴者

なし

教育長	ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 11 月定例会を開会します。
	本日の出席者は 4 名であります。
	定足数に達しておりますので、11 月定例会を開会します。
	<p>本日は、定例で出席している者のほかに事務局の補助説明員として、図書館長の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 14 条の規定により認めることとします。</p> <p>本日の定例会の会議録署名委員については久野委員を指名します。それでは、本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、「議決事項 1 件」「報告事項 5 件」です。よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>議案第 1 号の審議に入ります前に、報告第 4 号「学校の近況報告について（指導）」、報告第 5 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。</p>
	<p>よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。報告第 4 号、報告第 5 号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし
教育長	<p>ご異議がございませんので、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」といたします。</p>
教 育 長	<p>議案第 1 号「鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。</p>
図 書 館 長	<p><b>議案第 1 号「鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」</b></p>
	<p>本議案は、鎌ヶ谷市立図書館設置条例が平成 26 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、当該時点で改正されるべき鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則の改正が為されていなかったことに伴うものです。</p>

このような状況に至った経緯をご説明いたします。

平成25年度に、生涯学習部の所管施設と市内各施設の運営に係る条例について、その整合性を図るための改正を行ったという経緯があります。

その際に、鎌ヶ谷市立図書館設置条例における図書館協議会の規定が「第3条」から「第4条」に変更になりましたが、このことを鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則に反映させることを失念しておりました。

当該規則については、当分の間、改正する予定がないことも考慮しまして、今回、規則第1条の規定の「この規則は、鎌ヶ谷市立図書館設置条例（昭和49年鎌ヶ谷市条例第40号）第3条の」とあるところを「第4条」に改めたいと考えております。

教 育 長

これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

(質問なし)

教 育 長

それでは、お諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

議案第1号「鎌ヶ谷市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、議決事項を終了します。

それでは報告第1号から第3号までの報告を求めます。

#### 【報告事項】

図 書 館 長

**報告第1号「鎌ヶ谷市子どもの読書活動推進計画（第二次）（案）について」**

この計画策定にあたりましては、庁内関係各課を構成員とする「鎌ヶ谷市子どもの読書活動推進計画検討委員会」を設置し、それぞれの

部署が抱える現状の課題や、今後の取り組みについて意見調整を行うため、計4回にわたり会議を行い、計画案をまとめました。その後、庁内調整を行い計画（案）として決定しております。

本計画は、国、県の計画の見直しや、パソコン、スマートフォンを活用した情報通信技術の発達、生活環境の変化など、子どもや本を取り巻く環境が大きく変化してきた中で、更なる子どもの読書活動の推進を図っていくために、平成18年3月に策定しました計画の見直しを行おうとするものでございます。

また、本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定されており、活動推進に関する施策の方向性、取組を示すものとして、計画期間を令和4年度からの5か年間とし、基本理念を「子どもが 本を手にとり 心豊かに育つまち かまがや」として策定するものでございます。

続きまして、本計画の基本方針についてですが、千葉県の「子どもの読書活動推進計画（第四次）」を踏まえ、1点目として、子どもの発達段階に応じて、本とつながるきっかけを積極的につくることを推進し、「本を見たい」「本を読みたい」「本で調べてみたい」と読書への関心を高めるため「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進」とします。

2点目として、いつでも、どこでも子どもが本に親しむことのできる環境づくりと、家庭・地域・学校等、それぞれが連携し、子どもが読書に親しむ機会を充実させるために「読書環境の整備と連携体制の構築」とします。主な取組と指標、具体的な取組につきましては、概要に記載のとおりとなります。

計画の推進体制といたしまして、「鎌ヶ谷市子どもの読書活動推進計画検討委員会」において進捗状況の管理を行ってまいります。

今後のスケジュールといたしましては、図書館協議会への意見聴取、パブリックコメント等を予定しております。お配りしました計画（案）つきまして、お気づきの点がございましたら、次回の定例会までにお願いたします。

生涯学習部長

## **報告第2号「鎌ヶ谷市スポーツ施設の施設命名権に関する契約の更新について」**

本市のスポーツ施設の施設命名権につきましては、現在ネーミング

ライツパートナーとなっている株式会社くすりの福太郎との契約が令和3年10月31日で満了となることから、相手方より契約書に基づく優先交渉権を公示する旨の申し出があり、契約更新及び契約内容について協議を進め、合意に至ったことから契約を更新いたしました。

契約者は、株式会社くすりの福太郎、契約期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの5カ月間、対象施設は、記載の4施設、契約金額は、637,500円でございます。

なお、契約期間につきましては、これまで、11月1日から3年後の10月末までを契約期間としておりましたが、相手方より今回5カ月の契約を行い、来年度以降の4月1日から3年後の3月31日までの契約を更新していきたいとの申し出があったことから、今回5カ月となったものです。

教育総務課  
主幹

**報告第3号「令和3年12月の行事予定について」**  
(資料に基づき説明を行いました)

教 育 長

以上、報告第1号から第3号まで、ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

奥 村 委 員

報告第1号について伺います。

推進計画として、電子図書を良しとするのか、あるいは、基本理念にあるように、本を手にとるということを大切に考えているのか、どちらを進めていくお考えであるのか、伺いたく思います

図 書 館 長

図書館には電子図書館というものがございまして、すでに導入されている地方公共団体の事例もございます。

今回の計画では、電子図書館の導入についても検討していきたいと思っております。基本的には、電子図書で読まれるものも、本を実際に手に取るものと同じに考えております。

久 野 委 員

報告第1号の「子どもの読書活動推進計画」の期間はいつになりますか。

図 書 館 長

令和4年度から5年間と考えております。

久野委員 幅広く連携して実現を図っていこうという計画で、素晴らしい内容になっていると感慨をおぼえました。裏付けとしての統計資料なども非常に分かりやすく、きちんとした形での計画がなされていると安心しております。

図書館長 過分なお言葉を頂きまして、ありがとうございます。

奥村委員 報告第1号の資料19ページの表についてお伺いします。  
現状値、目標値の対象となっているのが、小2、小5、中2、高2ですが、その学年に絞っている理由はありますか。

図書館長 他の事例や千葉県の事例では、小学校は2学年、中学校1学年、高等学校1学年ということになっているのですが、鎌ヶ谷市としては、もう少し詳しくデータを調べてみたく、小学校2年生を入れさせていただきますました。小学校1・2・3年生の中間年として2年生、小学校4・5・6の中間年で5年生を対象に選ばせていただきました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

続きまして、報告第4号「学校の近況報告について」（指導）及び、報告第5号「学校の近況報告について」（管理）事務局の説明をお願いします。

---

---

**《ここから非公開》**

報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第5号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

---

---

**《ここまで非公開》**

教 育 長

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「鎌ヶ谷市教育委員会 11 月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 32 条の規定に基づき署名する。

令和 3 年 12 月 1 日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 久野 義春

作 成 者 岩見 健治